

別表1：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費
周年供給・需要拡大支援

項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率
周年安定供給のための長期計画的な販売の取組	主食用として作付・収穫された米穀(※1)を、生産年の翌年の11月から翌々年の3月まで長期計画的に販売する取組(※2)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1の通り〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕
輸出向けの販売促進等の取組	主食用米を輸出に仕向ける際の商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
業務用向け等の販売促進等の取組	主食用米の外食・中食・給食向け等の販売を拡大するための商品開発、販売促進等の取組(※3)	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、輸送費	1/2以内
非主食用への販売の取組	主食用米を、飼料用、加工用などの非主食用へ販売する取組(※4)	金利倉敷料、バラ化経費、運送経費、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記2の通り〕 〔バラ化経費：310円/トン(※5)〕 〔運送経費：2,630円/トン(※5)〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕
周年供給特別支援の取組	主食用として作付け・収穫された米穀(※1) (令和元年産については、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の2の(2)のハに定める醸造用玄米に限る。)を、以下の期間において長期計画的に販売する取組 ①令和元年産米穀：令和3年4月から同年10月まで ②令和2年産米穀：令和4年4月から同年10月まで(※6)	金利倉敷料、集約経費	定額(1/2相当) 〔金利倉敷料：別記1のとおり(※7)〕 〔集約経費：2,040円/トン(※5)〕

(※1) 需要推進要領第4に定める戦略作物として取り扱う米穀等以外の米穀をいう。

(※2) 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものを対象とする。ただし、令和2年産米穀に限り、令和3年9月末迄に契約されたものを対象とする。

- (※3) 本事業の趣旨に鑑み、集荷規模に対して過度な支援とならないよう、必要に応じて支援の上限を設けることができるものとする。
- (※4) 主食用米のうち、次に掲げる条件全てを満たすものについて、事業実施年度の3月末迄に非主食用に販売する取組を対象とする。
- ① 生産年の翌年の7月末迄に契約されたものであること（令和2年産米穀に限り、令和3年9月末迄に契約されたものであること）
 - ② 本事業の趣旨にのっとり、必要な対策として非主食用に販売されるものであることが客観的に明らかであること
 - ③ 買受事業者から「非主食用米の適正流通に関する誓約書（様式第4号）」の提出が行われていること
- (※5) 実際に経費負担が生じた場合に対象とする。
- (※6) 年産ごとに以下の要件を満たすものを対象とする。
- ① 令和元年産米穀については、令和3年3月末時点で在庫しているものであって、令和3年9月末迄に契約されたもの
 - ② 令和2年産米穀については、令和4年3月末時点で在庫しているものであって、令和4年9月末迄に契約されたもの
- (※7) 補助対象開始期間は、長期計画的な販売に係る販売契約締結日の属する月の翌月とするが、以下の場合にあってはこの限りでない。
- ① 令和2年度の周年供給特別支援の取組を行った米穀の場合は、令和3年4月からとする。
 - ② 令和元年産米穀について、周年供給特別支援の取組として長期計画的な販売の取組を予定していなかった販売契約の数量の一部又は全部の取消しがあった場合は、当該事実が明らかとなった日の属する月の翌月からとする。
 - ③ 令和2年産米穀について、
 - ア 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を予定していなかった販売契約の数量の一部又は全部の取消しがあった場合は、当該事実が明らかとなった日の属する月の翌月からとする。
 - イ 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を行うこととして契約していた場合は、当該販売契約締結日の属する月の翌月からとする。

(別記1)

1 金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、別添1-1により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別添1-2の1により算出される額とする。

なお、周年供給特別支援の取組に係る令和元年産米穀及び令和2年産米穀については、それぞれ、別添1-5により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別添1-6の1により算出される額、別添1-7により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別添1-8の1により算出される額とする。

2 複数年契約等による加算

次の(1)又は(2)に掲げる契約に該当する場合には、別添1-2の2又は1-8の2により算出される額を加算することとする。ただし、周年供給特別支援の対象米穀のうち令和元年産米穀については、加算対象としない。

(1) 収穫前契約

収穫前契約については、収穫前契約における補助対象米穀の年産（以下「補助対象年産」という。）の個別の契約数量の合計（以下「契約総量」という。）が1,000実トン以上の契約数量を加算対象とする。

(2) 複数年契約

複数年契約（連続する3つ以上の年産についての契約をいう。以下同じ。）については、以下の①から③のいずれも満たすものを加算対象とする。

- ① 複数年契約における補助対象年産の契約総量が1,000実トン以上であること。
- ② 補助対象年産の前年産に複数年契約取引がある場合は、補助対象年産の契約総量が補助対象年産の前年産の契約総量以下かつ個別の契約において補助対象年産の契約数量が補助対象年産

の前年産の契約数量以下でない契約であること。

③ 補助対象年産を取引初年とする契約であること。

(3) 加算に係る留意事項

① 複数年契約加算と収穫前契約加算の重複加算は行わず、複数年契約加算を適用する。

② 複数年契約の次年産以降については、収穫前契約加算を適用する。

(別記2)

金利倉敷料の助成額は、別添1-3により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別添1-4の1により算出される額とする。

なお、助成額算出に当たっては、以下の点に留意することとする。

① 支援対象米穀の保管倉庫への入庫前に販売契約が締結されている場合には、当該米穀の保管経費が発生する日の属する月から助成する。

② 事業実施年度の前年3月末迄に販売契約が締結されている場合には、事業実施年度の4月から助成する。